

議案第 74 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市新町保育園	川崎市川崎区渡田 4 丁目 9 番 4 号
川崎市西大島保育園	川崎市川崎区大島 1 丁目 2 4 番 1 2 号

」

を

「

川崎市新町保育園	川崎市川崎区渡田 4 丁目 9 番 4 号
----------	-----------------------

」

に、

「

川崎市小向保育園	川崎市幸区小向西町 3 丁目 5 2 番地 3
----------	-------------------------

川崎市東小倉保育園	川崎市幸区東小倉 2 番 3 6 号
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号
川崎市玉川保育園	川崎市中原区北谷町 6 1 番地
川崎市玉川乳児保育園	川崎市中原区北谷町 6 1 番地

」

を

「

川崎市小向保育園	川崎市幸区小向西町 3 丁目 5 2 番地 3
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号

」

に、

「

川崎市南生田保育園	川崎市多摩区南生田 3 丁目 2 番 5 号
川崎市百合丘保育園	川崎市麻生区百合丘 1 丁目 1 8 4 番地

」

を

「

川崎市南生田保育園	川崎市多摩区南生田 3 丁目 2 番 5 号
-----------	------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

西大島保育園、東小倉保育園、玉川保育園、玉川乳児保育園及び百合丘保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。